

島 原 市 教 育 委 員 会

報 告 事 項

○行事報告

○行事予定表

○市議会一般質問答弁要旨

平成 2 7 年 4 月 1 日 定例会

教育委員会 4月定例会 報告事項

[3月]

(教育総務課)

日	曜日	報 告 事 項	内 容 並 び に 参 考 事 項		
2	月	3月定例市議会本会議 開会	10:00	本庁議場	委員長、教育長、次長、各課長
3	火	建設工事指名選定委員会	9:30	本庁第2応接室	教育次長、竹中主査
3	火	非常勤職員（建築技術員）面接	13:30	有明庁舎 2階小会議室	課長、班長、竹中主査
3	火	平成26年度長崎県教育委員会表彰伝達式	16:00	有明庁舎 2階応接室	教育長、教育次長、課長、班長
4	水	3月定例市議会本会議（一般質問）	10:00	本庁議場	教育長、教育次長、各課長
5	木	3月定例市議会本会議（一般質問）	10:00	本庁議場	教育長、教育次長、各課長
6	金	3月定例市議会本会議（一般質問）	10:00	本庁議場	委員長、教育長、教育次長、各課長
9	月	3月定例市議会本会議（一般質問・議案質疑等）	10:00	本庁議場	教育長、教育次長、各課長
10	火	3月定例市議会 総務委員会	10:00	本庁4階会議室	教育長、教育次長、各課長他
12	木	3月定例市議会 教育厚生委員会	10:00	本庁4階会議室	教育長、教育次長、各課長他
16	月	広報編集委員会	9:00	本庁別館会議室	課長
16	月	3月定例市議会 予算審査特別委員会	10:00	本庁4階会議室	教育長、教育次長、各課長他
20	金	3月定例市議会本会議 閉会	10:00	本庁議場	委員長、教育長、教育次長、各課長
20	金	交通事故防止対策推進委員会	15:30	本庁3階大会議室	課長
23	月	島原市立温水プール塗装工事検査	10:00	市立温水プール	課長
23	月	三会ふれあい広場バックネット設置（B）工事検査	13:00	三会ふれあい広場	課長
24	火	非常勤職員（建築技術員）新規採用者説明会	10:00	有明庁舎 2階小会議室	班長、馬渡主査
25	水	（一財）教育文化振興事業団理事会	14:00	島原文化会館	教育次長
27	金	建設工事指名選定委員会	9:30	本庁第2応接室	教育次長
31	火	市職員辞令交付式	9:00	本庁議場	教育長、教育次長他
31	火	行政委員辞令交付式	13:30	本庁第1応接室	教育委員、教育長、教育次長、各課長他
31	火	市職員退職者辞令交付式	13:30	本庁第1応接室	教育委員、教育長、教育次長、各課長他
31	火	3月臨時教育委員会	14:00	本庁第2応接室	教育委員・教育長・次長・各課長 議案審議2件
31	火	教育総務課・社会教育課非常勤職員辞令交付式	15:30	有明庁舎 3階大会議室	教育長、教育次長、課長、班長
		《付記事項》			
7	土	有馬スポーツ賞表彰式	10:00	有馬武道館	教育委員、教育長、教育次長、各課長
8	日	第35回喜多旗争奪島原半島小中学校親善柔道大会	10:00	有馬武道館	教育次長
8	日	国体記念植樹	10:00	芝桜公園	教育長、教育次長、倉本主査
14	土	第34回康平忌、島原半島文化賞授与式	10:00	森岳公民館	教育長、教育次長、各課長
17	火	中学校卒業証書授与式	9:30	各中学校	教育委員、教育長、各課長他
18	水	緑水会	12:00	魚亭	教育長
18	水	記者クラブ送別会	18:30	海望荘	教育長
19	木	小学校卒業証書授与式	9:30	各小学校	教育委員、教育長、各課長他
29	日	しまばら江戸まつり開会行事	9:30	桜門公園	教育長、教育次長、課長、班長

月	日	曜	報 告 事 項	内 容 な ら び に 参 考 事 項
	1	水	小・中学校教職員辞令交付式	13:30 有明総合文化会館 教育長 課長 八木 平田 牟田 松尾 酒井 城臺
	1	水	定例教育委員会	14:30 有明総合文化会館 教育長 次長 教育委員 課長
	2	木	新規採用教職員服務宣誓式	11:30 有明庁舎 教育長 課長 八木 平田 牟田 松尾 酒井 城臺
	2	木	教科書無償給与・採択事務説明会	13:30 長崎市 牟田 城臺
	3	金	非常勤職員任命状交付式	9:30 有明庁舎 教育長 課長 八木 平田 牟田 松尾 酒井
	3	金	学習支援員・学校司書研修会、 適応指導教室相談員・心の教育相談員打合せ会	10:00 有明庁舎 牟田 松尾 酒井
	6	月	小・中学校始業式	
	7	火	入学式 小学校9:30・10:00 中学校14:00・14:20	
	8	水	定例校長会	9:30 有明庁舎 教育長 次長 各課長 八木 平田 牟田 松尾 酒井 城臺
	8	水	養護教諭部会	14:00 杉谷公 酒井
	9	木	A L T 転出準備	17:00 ALT宅 八木 城臺
	9	木	定例教頭会	9:30 有明庁舎 教育長 次長 各課長 八木 平田 牟田 松尾 酒井 城臺
	9	木	市中体連第1回理事会	14:00 杉谷公 課長 牟田
	10	金	新規ALT出迎え	10:00 長崎空港 八木 城臺
4	13	月	適応指導教室訪問	10:30 適応指導教室 牟田
	15	水	教務主任会	14:00 杉谷公 牟田 松尾
	15	水	A L T ミーティング	15:45 森岳公 八木
	16	木	スチールワーシアルワーカー着任挨拶 インターネット利用についての保護者向けパンフレット配布	9:00 各小学校 牟田 吉岡 (SSW)
	16	木	ケース会議	12:30 諫早小鳥井病院 牟田
	16	木	学校給食献立作成会	14:00 有明庁舎 城臺
	17	金	三市地区初任者研修第1回実施運営委員会	14:00 有明庁舎 教育長 平田
	17	金	三市地区10年研修第1回実施運営委員会	15:30 有明庁舎 教育長 平田
	20	月	市議会臨時会	10:00 本庁 教育長 次長 課長
	20	月	スチールワーシアルワーカー挨拶 インターネット利用についての保護者向けパンフレット配布	10:00 各中学校 牟田 吉岡 (SSW)
	21	火	全国学力・学習状況調査(小6・中3) 長崎県学力調査(小5・中2) 島原市学力調査(小2、3、4・中1)	
	21	火	児童生徒の医療費についてこども課と打合せ	13:30 有明庁舎 酒井
	23	木	義務教育関係指導主事研修	10:30 長崎市 課長 八木 平田 牟田 松尾 酒井
	24	金	義務教育関係指導主事研修	10:30 長崎市 課長 八木 平田 牟田 松尾 酒井
	30	木	初任者研修第1回地区研修	14:00 有明公 課長 八木 平田 牟田 松尾 酒井
付記	1	水	市表彰式	10:00 文化会館 教育長 課長
	2	木	管理研修会	13:20 本庁 課長 八木
	5	日	第40回島原大変遭難者慰霊祭	10:00 眉山治山祈念公苑 課長
	8	水	ジオパーク事前レク	13:30 有明庁舎 教育長 課長 牟田 城臺
	10	金	香港ジオパーク事務局来庁	9:30 有明庁舎 教育長 課長
	15	水	5歳児健康診査	13:00 島原保健センター 松尾
	15	水	島原半島租税教育推進協議会拡大幹事会	13:30 島原税務署 課長
	16	木	事務スケジュールヒアリング	13:20 本庁 課長
	16	木	学校予算説明会	14:00 有明庁舎 城臺
	17	金	お口の健康まつり協議会	19:00 島原保健センター 酒井
	20	月	電算現地操作研修	13:30 有明庁舎 松尾 城臺
	21	火	市役所建設プロジェクト	13:30 本庁 城臺
	22	水	小学校体育大会理事会	14:30 二小 酒井
	24	金	グリーンカーテン設置	8:30 有明支所 城臺
	28	火	児童福祉週間施設訪問	10:30 各幼稚園・保育所 教育長 次長 松尾
	28	火	県職業能力開発協会来庁	14:00 有明庁舎 牟田
	30	木	5歳児健康診査	13:00 島原保健センター 松尾

島原市教育委員会 5月定例会報告事項

【平成27年4月】

社会教育課

日	曜日	報告事項	内容並びに参考事項		
2	木	社会教育担当者会	15:30	安中公民館	課長 生涯学習班員
8	水	あいさつ運動	7:00	有明地区	関係課長
9	木	あいさつ運動	7:30	島原地区	関係課長
18	土	三会婦人会総会	18:30	三会公民館	課長 松本 濱口
19	日	霊丘青少協オリエンテーリング大会(雨天中止)	9:00	霊丘公民館	課長 柴田
21	火	白山婦人会総会	10:00	白山公民館	課長 松本 永藤
21	火	県・市少年センター連絡会議	13:30	出島交流会館	課長 徳永 原賀
22	水	安中婦人会総会	19:00	安中公民館	課長 大竹 松本
22	火	霊丘婦人会総会	19:30	霊丘公民館	課長 柴田
23	水	退職校長会役員会	15:30	森岳公民館	課長 徳永
24	木	有明文化協会総会	16:00	有明公民館	課長 林田 尾崎
25	土	白山青年団定期総会	19:00	白山公民館	課長 徳永 永藤
27	月	森岳婦人会総会	9:30	森岳公民館	課長 松本 山本
28	火	島原土謡唄保存会総会	10:00	三会公民館	課長
30	木	社会教育担当者会	13:30	有明庁舎	課長 生涯学習班員
30	木	第1回社会教育委員会	15:30	霊丘公民館	課長 徳永 大場 柴田
各地区にて高齢者学級4回・婦人学級2回開催(担当:松本)					

【付記事項】

1	水	市表彰式	10:00	島原文化会館	教育長 課長
1	水	定例教育委員会	14:30	有明文化会館	課長
5	日	島原大変遭難者慰霊祭	10:00	眉山治山祈念公苑	課長
8	水	校長会	9:30	有明庁舎	課長 徳永 福島
9	木	教頭会	9:30	有明庁舎	課長 徳永 福島
10	金	園長会	13:30	本庁	課長 徳永
15	水	霊丘地区長寿会連合会総会	12:00	霊丘公民館	課長 柴田
21	火	杉谷悠友クラブ連合会総会	10:00	杉谷公民館	次長 宮崎
21	火	有明町老人クラブ定期総会	10:00	有明福祉センター	尾崎
23	木	白山長生クラブ連合会総会	10:00	白山公民館	課長 大場 永藤
24	金	森岳連合楽生会総会	10:30	森岳公民館	課長 徳永 大場 山本
28	火	安中長寿会総会	10:30	シーサイド島原	課長 大場 大竹
28	火	市町内会・自治会連合会総会	14:00	杉谷公民館	課長 公民館主事

教育委員会 4月定例会 報告事項

(スポーツ課)

[3月]

日	曜日	報 告 事 項	内 容 並 び に 参 考 事 項		
7	土	有馬スポーツ賞表彰式	10:00	有馬武道館	教育長・教育次長・課長・室長他
8	日	第48回島原市民親睦ソフトボール大会	8:30	三会ふれあい広場	課長・課員
8	日	国体・大会開催記念植樹	10:00	芝桜公園	教育長・教育次長・課長・室長他
8	日	第35回喜多旗争奪島原半島小中学校親善柔道大会	10:00	有馬武道館	教育次長
12	木	3月議会 教育厚生委員会	10:00	本庁	課長・谷川・大場 室長・森崎(国体)
12	木	全国大会及び九州大会出場激励式(剣道・ソフトテニス)	16:30	本庁	大場
12	木	全国大会及び九州大会出場激励式(島原JHSソフトボールクラブ)	17:00	本庁	大場
14	土	第34回康平忌島原半島文化賞授与式	10:00	森岳公民館	課長
16	月	3月議会 予算審査特別委員会	10:00	本庁	課長・谷川・大場
19	木	小学校卒業式	9:30	大三東小学校	課長
25	水	県国体実行委員会第5回総会	13:30	ホテルニュー長崎	室長・森崎・吉田(国体)
26	木	島原市スポーツ推進委員功労者表彰受賞祝賀会	19:00	シーサイド島原	教育長・課長・課員
27	金	がんばらんば体操閉講式	15:00	霊丘公園体育館・弓道場	課長・森川
29	日	しまばら江戸まつり	9:30	櫻門公園他	課長・谷川・平松
31	火	小・中学校教職員退職者辞令交付式	11:30	有明庁舎	教育長・教育次長・課長
31	火	行政委員辞令交付式	13:00	本庁	教育長・教育次長・課長
31	火	臨時教育委員会	14:00	本庁	教育長・教育次長・課長
		《付記事項》			
7	土	有馬スポーツ賞表彰式	10:00	有馬武道館	谷川・大場・森川・馬渡・平松 森崎・吉田・平田(国体)
7	土	市スポーツ少年団サッカー交流大会	8:30	平成町多目的広場	大場
7	土	中学生男子バレーボール「長崎ゆめ大会」開 会式	16:00	島原復興アリーナ	大場

平成27年4月行事予定表

平成27年4月1日現在

下線太字 教育委員出席予定

- ◎ 教育長出席
- 教育次長出席
- △ 関係課長出席

島原市教育委員会

日 曜	教 育 総 務 課	学 校 教 育 課	社 会 教 育 課	ス ポ ー ツ 課
1 水	島原市の歩み展 9:00 島文◎○△～4/19 島原市制施行75周年記念式典 9:00 島文◎○△ 定例教育委員会 14:30 有文◎○△	教職員証令交付式 13:30 有総文 2階 多目的 ホール ◎○△		
2 木		新規採用教職員服務宣誓式 11:30 有明庁舎 ◎○ △	社会教育担当者会 13:30 有明庁舎 △	
3 金		市非常勤職員任命及び委嘱状交付式 9:30 有明 庁舎 ◎○△		
4 土				
5 日	島原大変遭難者慰霊祭 10:00 眉山治山祈念公苑 ◎○△	島原大変遭難者慰霊祭 10:00 眉山治山祈念公苑 ◎○△	島原大変遭難者慰霊祭 10:00 眉山治山祈念公苑 ◎○△	島原大変遭難者慰霊祭 10:00 眉山治山祈念公苑 ◎○△
6 月	長崎県市町村教育委員会連絡協議会監査会 10:00 大村市 ◎			
7 火		小学校入学式 ◎○△ 中学校入学式 ◎○△		
8 水		定例校長会 9:30 有明庁舎 ◎○△		
9 木		定例教頭会 9:30 有明庁舎 ◎○△ 市中体連理事会 14:00 杉谷公民館 △		
10 金				
11 土				
12 日				第40回島原市民親睦サッカー大会 8:30 平成町多目的広場 ◎△
13 月				
14 火	東京学生寮第4回口頭弁論期日 11:30 長崎市 △			
15 水		島原半島租税教育推進協議会拡大幹事会 13:30 島原税務署△ 教務主任研修会 14:00 杉谷公民館	壺丘地区長寿会連合会総会 12:00 壺丘公民館 △	
16 木				平成27・28年度長崎県体育協会生涯スポーツ委員 会 県営野球場 △
17 金		初任者研修実施運営委員会 14:00 有明庁舎 ◎ 10年経験者研修実施運営委員会 15:30 有明庁舎 ◎		
18 土				
19 日				
20 月				
21 火	第1回長崎県都市教育長協議会 14:00 長崎市 ◎	全国学力学習状況調査	県市少年補導センター連絡協議会 13:30 長崎市 △	
22 水	長崎県市町村教育委員会連絡協議会合同理事会 10:30 長崎市 ◎委員長 県・市町村教育委員会合同会議、県・市町村教育委員 会スクラムミーティング ◎		安中婦人会総会 19:00 安中公民館 △	
23 木		平成27年度義務教育関係指導主事研修会・教育 課程担当指導主事等連絡協議会・義務教育人事 担当指導主事等研修会 10:30 県勤労福祉会館 △		島原市スポーツ推進委員協議会総会 もとよし◎△
24 金		平成27年度長崎県市町村教育委員会学校体育・健 康教育(保健・給食)担当指導主事連絡協議会 9:30 県勤労福祉会館 △		がんばらんば体操開講式 15:00 壺丘公園体育館・ 弓道場 △
25 土				
26 日				
27 月			森岳婦人会総会 9:30 森岳公民館 △	
28 火				
29 水	昭和の日	昭和の日	昭和の日	昭和の日
30 木				

島 原 市 教 育 委 員 会

議 案 集

- | | |
|--------|--|
| 第12号議案 | 島原市教育委員会公告式規則の一部を改正する規則 |
| 第13号議案 | 島原市教育委員会公印規則の一部を改正する規則 |
| 第14号議案 | 島原市教育委員会会議規則の一部を改正する規則 |
| 第15号議案 | 島原市教育委員会傍聴人規則の一部を改正する規則 |
| 第16号議案 | 島原市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則 |
| 第17号議案 | 島原市教育委員会の権限事務の一部を教育長に委任し又は臨時に代理させる規則の一部を改正する規則 |
| 第18号議案 | 島原市教育委員会事務局職員職名規則の一部を改正する規則 |
| 第19号議案 | 島原市教育委員会教育長職務代理者規則を廃止する規則 |
| 第20号議案 | 島原市三会地区学校林管理規程の一部を改正する規程 |
| 第21号議案 | 島原市社会教育委員の委嘱について |
| 第22号議案 | 島原市スポーツ振興補助金交付要綱の一部を改正する要綱 |
| 第23号議案 | 九州学生駅伝大会開催費補助金交付要綱の制定について |

平成27年4月1日 定例会

議 案 目 次

第12号議案	島原市教育委員会公告式規則の一部を改正する規則	1頁
第13号議案	島原市教育委員会公印規則の一部を改正する規則	3頁
第14号議案	島原市教育委員会会議規則の一部を改正する規則	11頁
第15号議案	島原市教育委員会傍聴人規則の一部を改正する規則	19頁
第16号議案	島原市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則	21頁
第17号議案	島原市教育委員会の権限事務の一部を教育長に委任し又は臨時に代理させる規則の一部を改正する規則	25頁
第18号議案	島原市教育委員会事務局職員職名規則の一部を改正する規則	29頁
第19号議案	島原市教育委員会教育長職務代理者規則を廃止する規則	31頁
第20号議案	島原市三会地区学校林管理規程の一部を改正する規程	33頁
第21号議案	島原市社会教育委員の委嘱について	35頁
第22号議案	島原市スポーツ振興補助金交付要綱の一部を改正する要綱	38頁
第23号議案	九州学生駅伝大会開催費補助金交付要綱の制定について	46頁

第12号議案

島原市教育委員会公告式規則の一部を改正する規則

島原市教育委員会公告式規則（昭和31年島原市教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第14条第2項」を「第15条第2項」に改める。

第2条第2項中「委員長」を「教育長」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現に在職する島原市教育委員会教育長が地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第2条第1項の規定により、なお従前の例により在職する場合においては、この規則による改正後の島原市教育委員会公告式規則の規定は適用せず、この規則による改正前の島原市教育委員会公告式規則の規定は、なおその効力を有する。

平成27年4月1日提出

島原市教育委員会

教育長 宮原 照彦

提案理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い、所要の整備を図るため、この規則を改正しようとするものである。

島原市教育委員会公告式規則の一部を改正する規則（案）新旧対照表

改	正	案	現	行	解説及び資料
(趣旨) 第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第15条第2項の規定に基づき、教育委員会規則その他教育委員会の定める規定で公表を要するもの（以下「規則等」という。）の公告式を定めるものとする。 (規則の公布) 第2条 略 2 規則等を公布するときは、番号・年月日・公布の旨の前文及び教育委員会名を記入して教育長が署名押印するものとする。 3・4 略	(趣旨) 第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第14条第2項の規定に基づき、教育委員会規則その他教育委員会の定める規定で公表を要するもの（以下「規則等」という。）の公告式を定めるものとする。 (規則の公布) 第2条 略 2 規則等を公布するときは、番号・年月日・公布の旨の前文及び教育委員会名を記入して委員長が署名押印するものとする。 3・4 略	(趣旨) 第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第14条第2項の規定に基づき、教育委員会規則その他教育委員会の定める規定で公表を要するもの（以下「規則等」という。）の公告式を定めるものとする。 (規則の公布) 第2条 略 2 規則等を公布するときは、番号・年月日・公布の旨の前文及び教育委員会名を記入して委員長が署名押印するものとする。 3・4 略	【第1条の改正内容】 地教行法の一部改正に伴う引用条項の繰り下げによるもの。 【第2条第2項の改正内容】 委員長制度の廃止に伴い、従来の委員長と教育長を一本化した新たな教育長が設置されることによるもの。		

第13号議案

島原市教育委員会公印規則の一部を改正する規則

島原市教育委員会公印規則（平成17年島原市教育委員会規則第34号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「教育委員会委員長、」を削る。

別表第1中島原市教育委員会委員長印及び島原市教育委員会委員長職務代理者印の項を削り、同表島原市教育委員会教育長印の項ひな型の欄中「3」を「2」に改め、同表島原市教育委員会教育長職務代理者印の項ひな型の欄中「5」を「3」に改め、同表島原市教育委員会事務局印の項ひな型の欄中「6」を「4」に改め、同表事務局各課長印の項ひな型の欄中「7」を「5」に改め、同表公民館印の項ひな型の欄中「8」を「6」に、「9」を「7」に、「10」を「8」に改め、同表公民館長印の項ひな型の欄中「11」を「9」に、「12」を「10」に、「13」を「11」に改め、同表東京学生寮長の項ひな型の欄中「14」を「12」に改め、同表学校給食共同調理場所長等印の項ひな型の欄中「15」を「13」に改め、同表学校長印の項ひな型の欄中「16」を「14」に、「17」を「15」に、「18」を「16」に改め、同表島原市教育長印の項ひな型の欄中「19」を「17」に改め、同表島原市教育長職務代理者印の項ひな型の欄中「20」を「18」に改め、同表学校印の項ひな型の欄中「21」を「19」に、「22」を「20」に改める。

別表第2中「

委	育	島
員	委	原
長	員	市
印	会	教

」及び「

島原市教育委
員会委員長職
務代理者印

」を削り、同表中「3」を「2」

に、「5」を「3」に、「6」を「4」に、「7」を「5」に、「8」を「6」に、「9」を「7」に、「10」を「8」に、「11」を「9」に、「12」を「10」に、「13」を「11」に、「14」を「12」に、「15」を「13」に、「16」を「14」に、「17」を「15」に、改め、「18」を「16」に、「19」を「17」に、「20」を「18」に、「21」を「19」に、「22」を「20」に改める。

附 則
(施行期日)

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に在職する島原市教育委員会教育長が地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第2条第1項の規定により、なお従前の例により在職する場合においては、この規則による改正後の島原市教育委員会公印規則の規定は適用せず、この規則による改正前の島原市教育委員会公印規則の規定は、なおその効力を有する。

平成27年4月1日提出

島原市教育委員会
教育長 宮原 照彦

提案理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い、所要の整備を図るため、この規則を改正しようとするものである。

島原市教育委員会公印規則の一部を改正する規則（案）新旧対照表

改 正 案	現 行	解説及び資料
(定義) 第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)・(2) 略 (3) 職印 _____、教育長その他の職員の役職名を刻印したものをいう。	(定義) 第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)・(2) 略 (3) 職印 <u>教育委員会委員長</u> 、 <u>教育長</u> その他の職員の役職名を刻印したものをいう。	【第2条第3号の改正内容】 地教化法の一部改正により、委員長制度が廃止されることに伴い削除するもの。
別表第1（第4条関係） 1 一般公印	別表第1（第4条関係） 1 一般公印	【別表第1の改正内容】 地教化法の一部改正により、委員長制度が廃止されることに伴い「教育委員会委員長印」及び「教育委員会委員長職務代理者印」を削除するもの。
略	略	
島原市教育委員会 委員長印	島原市教育委員会 委員長名をもつてする文書 2方24 れい書 2	同 1
島原市教育委員会 教育長印	島原市教育委員会 教育長名をもつてする文書 2方24 れい書 3	同 1
島原市教育委員会	島原市教育委員会 委員長名をもつてする文書 2方24 てん書 4	同 1

改 正 案						現 行						解 説 及 び 資 料
						委員長職務代理者印				代理者名を もってする 文書		
島原市教育委員会職務代理者印	3	方24	てん書	教育長職務代理者 もってする 文書	同	島原市教育委員会職務代理者印	5	方24	てん書	教育長職務代理者 もってする 文書	同	1
島原市教育委員会事務局印	4	方24	れい書	教育委員会事務局 もってする 文書	同	島原市教育委員会事務局印	6	方24	れい書	教育委員会事務局 もってする 文書	同	1
事務局各課長印	5	方21	れい書	課長名を もってする 文書	各課長	事務局各課長印	7	方21	れい書	課長名を もってする 文書	各課長	各1
公民館印	6	方39	てん書	公民館名を もってする 文書	公民館長	公民館印	8	方39	てん書	公民館名を もってする 文書	公民館長	1
	7	方39	てん書	公民館名を もってする 文書	同		9	方39	てん書	公民館名を もってする 文書	同	1
	8	方40	てん書	公民館名を もってする 文書	同		10	方40	てん書	公民館名を もってする 文書	同	1
公民館長印	9	方21	てん書	公民館長名 もってする 文書	同	公民館長印	11	方21	てん書	公民館長名 もってする 文書	同	1
	9	方24	てん	公民館長名	同		11	方24	てん	公民館長名	同	1

改 正 案					現 行					解説及び資料
東京学生寮長							をもつてする文書			
	9	方19	てん書		11	方19	てん書	公民館長名をもつてする文書	同	1
	10	方21	てん書		12	方21	てん書	公民館長名をもつてする文書	同	1
	11	方21	てん書		13	方21	てん書	公民館長名をもつてする文書	同	1
	12	方21	てん書		14	方21	てん書	学生寮長名をもつてする文書	学生寮長	1
食給調理等学校共同場所印	13	方18	れい書		15	方18	れい書	所長名をもつてする文書	原立校食同理所島市学給共調場長	1
	13	方21	れい書		15	方21	れい書	所長名をもつてする文書	原立明校食ン島市有学給セ	1

改 正 案				現 行				解説及び資料
学校長印								
	<u>14</u>	方18	かい書	小学校長名をもつてする文書	小学校長	1		
	<u>15</u>	方18	かい書	小学校長名をもつてする文書	同	1		
	<u>14</u>	方21	れい書	中学校長名をもつてする文書	同	1		
	<u>16</u>	方21	れい書	中学校長名をもつてする文書	同	1		
2 専用公印				2 専用公印				
略 島原市教育長印								
	<u>17</u>	方18	てん書	児童・生徒の転入に関する文書	同	3		
	<u>17</u>	方18	てん書	児童・生徒の転入に関する文書	同	3		
	<u>17</u>	方18	てん書	児童・生徒の転入に関する文書	同	3		
	<u>17</u>	方18	てん書	児童・生徒の転入に関する文書	同	3		

改 正 案				現 行				解 説 及 び 資 料				
島原市教育長職務代理者印	18	方18	てん書	児童・生徒の入文書に関する教育長としての文書	同	3	島原市教育長職務代理者印	てん書	児童・生徒の入文書に関する教育長としての文書	同	3	
	19	方36	れい書	学校名をもつてする文書	学校長	1		学校印	れい書	学校名をもつてする文書	学校長	1
19	方38	かい書	学校名をもつてする文書	同	1	同	かい書	学校名をもつてする文書	同	1		
19	方39	かい書	学校名をもつてする文書	同	1	同	かい書	学校名をもつてする文書	同	1		
19	方40	かい書	学校名をもつてする文書	同	1	同	かい書	学校名をもつてする文書	同	1		
20	方39	かい書	学校名をもつてする文書	同	1	同	かい書	学校名をもつてする文書	同	1		
19	方39	てん書	学校名をもつてする文書	同	1	同	てん書	学校名をもつてする文書	同	1		
19	方39	れい書	学校名をもつてする文書	同	1	同	れい書	学校名をもつてする文書	同	1		

別表第2（第4条関係）

別表第2（第4条関係）

【別表第2の改正内容】

改 正 案	現 行	解説及び資料
1  1 3  3 略 7  7 略 11  11 15  15 略 19  19 略	1  1 2  2 3  3 4  4 5 略 6 略 7 略 8 略 9 略 10 略 11 略 12 略 13 略 14 略 15 略 16 略 17 略 18 略 19 略 20 略 21 略 22 略	地教行法の一部改正により、委員長制度が廃止されることに伴い「教育委員会委員長印」及び「教育委員会委員長職務代理者印」を削除するもの。 「教育委員会委員長印」及び「教育委員会委員長職務代理者印」を削除することに伴い、同表中の番号を繰り上げるもの。

第14号議案

島原市教育委員会会議規則の一部を改正する規則

島原市教育委員会会議規則（昭和31年島原市教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第162号」の次に「。以下「法」という。」を加える。

第2条及び第3条を削る。

第4条中「委員長が必要であると認めるとき又は委員2人以上の者から書面で会議に付すべき事件を示して請求があつたときに招集する」を「教育長が招集する」に改め、同条を第2条とする。

第5条第2項中「委員長」を「教育長」に改め、同条を第3条とする。

第6条第2項中「委員長」を「教育長」に改め、同条を第4条とする。

第7条第3項中「委員長」を「教育長」に、「第4条第1項後段の請求があつた場合にその事件に限り招集する」を「法第14条第2項の規定に基づいて会議の招集の請求があつたときに招集する」に改め、同条を第5条とする。

第8条中「委員長」を「教育長」に改め、同条を第6条とする。

第9条中「委員長」を「教育長」に改め、同条を第7条とし、第10条を第8条とする。

第11条第2項中「委員長」を「教育長」に改め、同条を第9条とする。

第12条中「委員長」を「教育長」に改め、同条を第10条とし、第13条を第11条とする。

第14条中「委員長」を「教育長」に改め、同条を第12条とする。

第15条中「委員長」を「教育長」に改め、同条を第13条とする。

第16条中「委員長」を「教育長」に改め、同条を第14条とし、第17条を第15条とする。

第18条第1項ただし書中「委員長」を「教育長」に、「出席委員」を「出席者」に改め、同条を第16条とする。

第19条中「委員長」を「教育長」に改め、同条を第17条とし、第20条を第18条とする。

第21条第1項を次のように改める。

教育長は、会議の修了後、遅滞なく、その会議録を作成しなければならない。

第21条第2項中「委員長」を「教育長」に、「出席委員」を「出席者」に改め、同条を第19条とする。

第22条第2号中「出席委員」を「出席者」に改め、同条第9号中「委員長」を「教育長」に

改め、同条を第20条とし、同条の次に次の1条を加える。

(会議録の公表)

第20条の2 教育長は、会議録（第18条第1項の非公開の会議録を除く。）を作成したときは、事務局に備え置き、一般の閲覧に供するとともに、これを公表するよう努めなければならない。

第23条中「委員長」を「教育長」に改め、同条を第21条とする。

第24条中「委員長」を「教育長」に改め、同条を第22条とする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に在職する島原市教育委員会教育長が地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第2条第1項の規定により、なお従前の例により在職する場合においては、この規則による改正後の島原市教育委員会会議規則の規定は適用せず、この規則による改正前の島原市教育委員会会議規則の規定は、なおその効力を有する。

平成27年4月1日提出

島原市教育委員会

教育長 宮原 照彦

提案理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い、所要の整備を図るため、この規則を改正しようとするものである。

改 正 案	現 行	解説及び資料
(趣旨) 第1条 教育委員会の会議は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）に規定するもののほか、この規則の定めるところによる。 _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____	(趣旨) 第1条 教育委員会の会議は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号_____）に規定するもののほか、この規則の定めるところによる。 <u>（委員長の選挙）</u> 第2条 委員長の選挙は、会議において無記名投票により行い、有効投票の最多数を得た者（その者が2人以上あるときは、これらの者のうちからくじで定めるもの）をもつて当選人とする。 <u>（委員長職務代理）</u> 第3条 委員長が事故あるとき又は欠けたときは、委員会の会議において指定された委員が委員長の職務を代理する。	【第2条・第3条の内容】 地教行法の一部改正により、委員長制度が廃止されることに伴い削除するもの。 ※地教行法の一部改正後は、教育長の職務代理者は委員の中から指名することになるが、教育長が指名する委員がその職務を行うことから、選任手続きは不要となる。（新法第13条第2項） 【第4条の改正内容】 地教行法の一部改正により、新たに委員定数の3分の1以上の委員から会議の招集を請求され
(会議の招集) 第2条 教育委員会の会議は、教育長が招集する_____。	(会議の招集) 第4条 教育委員会の会議は、委員長が必要であると認めるとき又は委員2人以上の者から書面で会議に付すべき事件を示して請求があつたときに招集する。	

改 正 案	現 行	解説及び資料
(招集の方法) 第3条 略 2 会議の招集を行った場合には、<u>教育長</u>は直ちに会議開催の場所及び日時、会議に付議すべき事件を告示するものとする。 (出席) 第4条 略 2 委員が招集に応ずることができないときは、その事由を具して会議開会前までに<u>教育長</u>に届け出なければならない。 (定例会及び臨時会) 第5条 略 2 略 3 臨時会は、<u>教育長</u>において必要があると認めたとき又は法第14条第2項の規定に基づいて会議の招集の請求	(招集の方法) 第5条 略 2 会議の招集を行った場合には、<u>委員長</u>は直ちに会議開催の場所及び日時、会議に付議すべき事件を告示するものとする。 (出席) 第6条 略 2 委員が招集に応ずることができないときは、その事由を具して会議開会前までに<u>委員長</u>に届け出なければならない。 (定例会及び臨時会) 第7条 略 2 略 3 臨時会は、<u>委員長</u>において必要があると認めたとき又は第4条第1項後段の請求があつた場合にその事件に限	た場合の招集義務が規定されたことから、新たに第5条第3項に規定するもの。 (新法第14条第2項) 第2条及び第3条を削除したことに伴い、第4条を第2条とするもの。(以下同じ) 【第5条の改正内容】 委員長制度の廃止に伴い、従来の委員長と教育長を一本化した新たな教育長が設置されることによるもの。(以下同じ) 【第7条の改正内容】 地教法の一部改正により、新たに委員定数の3分の1以上の委員から会議の招集を請求され

改 正 案	現 行	解説及び資料
があったときに招集する。 (会期) <u>第6条</u> 定例会及び臨時会の会期は、<u>教育長</u>が会議にはか つて定める。 (開会及び閉会) <u>第7条</u> 開会及び閉会は、<u>教育長</u>が行う。 (議事) <u>第8条</u> 略 (動議) <u>第9条</u> 略 2 <u>動議</u>が提出されたときは、<u>教育長</u>は会議にはかつてこ れを議題としなければならない。 (発言) <u>第10条</u> 動議を提出し、又は討論しようとする者は、<u>教育 長</u>の許可をえて発言しなければならない。 2 2人以上が発言を求めたときは、<u>教育長</u>は先に発言し たと認めた者に指名して発言させるものとする。 (発言の制限) <u>第11条</u> 略 (請願陳情等)	り招集する_____。 (会期) <u>第8条</u> 定例会及び臨時会の会期は、<u>委員長</u>が会議にはか つて定める。 (開会及び閉会) <u>第9条</u> 開会及び閉会は、<u>委員長</u>が行う。 (議事) <u>第10条</u> 略 (動議) <u>第11条</u> 略 2 <u>動議</u>が提出されたときは、<u>委員長</u>は会議にはかつてこ れを議題としなければならない。 (発言) <u>第12条</u> 動議を提出し、又は討論しようとする者は、<u>委員 長</u>の許可をえて発言しなければならない。 2 2人以上が発言を求めたときは、<u>委員長</u>は先に発言し たと認めた者に指名して発言させるものとする。 (発言の制限) <u>第13条</u> 略 (請願陳情等)	た場合の招集義務が規定された ことから、第3項を改正するも の。(新法第14条第2項)

改	正	案	現	行	解説及び資料
第12条 教育委員会に対して請願又は陳情をしようとする者は、あらかじめ書類をもつて提出し、なお説明を必要とするものは<u>教育長</u>の許可する時間内において事情をのべることができる。 (採決) 第13条 <u>教育長</u>において論旨が尽きたと認めたときは、会議にはかつて採決しなければならない。 (採決の方法) 第14条 <u>教育長</u>は、各委員の賛否の意見を求めて採決する。 2 <u>教育長</u>は、必要があると認めるときは会議にはかつて記名又は無記名の投票によつて採決することができる。 (修正動議) 第15条 略 2・3 略 (会議の傍聴) 第16条 会議は、公開する。ただし、人事に関する事件その他の事件について、<u>教育長</u>又は委員の発議により、<u>出席者</u>の3分の2以上の多数で議決したときは、これを公開しないことができる。	第12条 教育委員会に対して請願又は陳情をしようとする者は、あらかじめ書類をもつて提出し、なお説明を必要とするものは<u>教育長</u>の許可する時間内において事情をのべることができる。 (採決) 第13条 <u>教育長</u>において論旨が尽きたと認めたときは、会議にはかつて採決しなければならない。 (採決の方法) 第14条 <u>教育長</u>は、各委員の賛否の意見を求めて採決する。 2 <u>教育長</u>は、必要があると認めるときは会議にはかつて記名又は無記名の投票によつて採決することができる。 (修正動議) 第15条 略 2・3 略 (会議の傍聴) 第16条 会議は、公開する。ただし、人事に関する事件その他の事件について、<u>教育長</u>又は委員の発議により、<u>出席者</u>の3分の2以上の多数で議決したときは、これを公開しないことができる。	第12条 教育委員会に対して請願又は陳情をしようとする者は、あらかじめ書類をもつて提出し、なお説明を必要とするものは<u>教育長</u>の許可する時間内において事情をのべることができる。 (採決) 第13条 <u>教育長</u>において論旨が尽きたと認めたときは、会議にはかつて採決しなければならない。 (採決の方法) 第14条 <u>教育長</u>は、各委員の賛否の意見を求めて採決する。 2 <u>教育長</u>は、必要があると認めるときは会議にはかつて記名又は無記名の投票によつて採決することができる。 (修正動議) 第15条 略 2・3 略 (会議の傍聴) 第16条 会議は、公開する。ただし、人事に関する事件その他の事件について、<u>教育長</u>又は委員の発議により、<u>出席者</u>の3分の2以上の多数で議決したときは、これを公開しないことができる。	第14条 教育委員会に対して請願又は陳情をしようとする者は、あらかじめ書類をもつて提出し、なお説明を必要とするものは<u>委員長</u>の許可する時間内において事情をのべることができる。 (採決) 第15条 <u>委員長</u>において論旨が尽きたと認めたときは、会議にはかつて採決しなければならない。 (採決の方法) 第16条 <u>委員長</u>は、各委員の賛否の意見を求めて採決する。 2 <u>委員長</u>は、必要があると認めるときは会議にはかつて記名又は無記名の投票によつて採決することができる。 (修正動議) 第17条 略 2・3 略 (会議の傍聴) 第18条 会議は、公開する。ただし、人事に関する事件その他の事件について、<u>委員長</u>又は委員の発議により、<u>出席委員</u>の3分の2以上の多数で議決したときは、これを公開しないことができる。	第14条 教育委員会に対して請願又は陳情をしようとする者は、あらかじめ書類をもつて提出し、なお説明を必要とするものは<u>委員長</u>の許可する時間内において事情をのべることができる。 (採決) 第15条 <u>委員長</u>において論旨が尽きたと認めたときは、会議にはかつて採決しなければならない。 (採決の方法) 第16条 <u>委員長</u>は、各委員の賛否の意見を求めて採決する。 2 <u>委員長</u>は、必要があると認めるときは会議にはかつて記名又は無記名の投票によつて採決することができる。 (修正動議) 第17条 略 2・3 略 (会議の傍聴) 第18条 会議は、公開する。ただし、人事に関する事件その他の事件について、<u>委員長</u>又は委員の発議により、<u>出席委員</u>の3分の2以上の多数で議決したときは、これを公開しないことができる。	【第18条の改正内容】 地教行法の一部改正により、会議の非公開の規定が<u>教育長</u>と出席委員を合わせた人数の3分の2以上となるため、出席者に改正するもの。(新法第14条第7項)
2 略	2 略	2 略	2 略	2 略	

改	正	案	現	行	解説及び資料
	(会議の運営について必要な事項)		(会議の運営について必要な事項)		
<u>第17条</u>	この規則に定めるもののほか、会議の運営について必要な事項は、 <u>教育長</u> が会議にはかつて定める。		<u>第19条</u> この規則に定めるもののほか、会議の運営について必要な事項は、 <u>委員長</u> が会議にはかつて定める。		
	(会議の次第)		(会議の次第)		
<u>第18条</u>	略		<u>第20条</u> 略		
	(会議録の作成)		(会議録の作成)		
<u>第19条</u>	<u>教育長</u> は、 <u>会議の修了後、遅滞なく、その会議録を作成しなければならない。</u>		<u>第21条</u> <u>会議録は、事務局職員の中から教育長の推薦する者を、委員長が指名してこれを作成させる。</u>		【第21条の改正内容】 地教行法の一部改正により、会議録の作成及び公表の努力義務が規定されたことに伴い、改正するもの。 (新法第14条第9項)
2	会議録には、 <u>教育長の指名した2名の出席者</u> 及びこれを調整した職員が署名しなければならない。		2 会議録には、 <u>委員長の指名した2名の出席委員</u> 及びこれを調整した職員が署名しなければならない。		
	(会議録記載事項)		(会議録記載事項)		
<u>第20条</u>	会議録には、次に掲げる事項を記載しなければならない。		<u>第22条</u> 会議録には、次に掲げる事項を記載しなければならない。		
	(1) 略		(1) 略		
	(2) <u>出席者</u> の氏名		(2) <u>出席委員</u> の氏名		
	(3)～(8) 略		(3)～(8) 略		
	(9) その他 <u>教育長</u> 又は会議において必要と認めた事項		(9) その他 <u>委員長</u> 又は会議において必要と認めた事項		

改 正 案	現 行	解説及び資料
(会議録の公表) <u>第20条の2</u> 教育長は、会議録（第16条第1項の非公開の会議録を除く。）を作成したときは、事務局に備え置き、一般の閲覧に供するとともに、これを公表するよう努めなければならない。	_____ _____ _____ _____ _____	【第20条の2の内容】 地教法の一部改正により、会議録の作成及び公表の努力義務が規定されたことに伴い、新たに規定するもの。（新法第14条第9項） ※新法第14条第9項では、会議録の作成と公表は努力義務と定めているが、文科省施行通知では、「原則として会議の議事録を作成し、ホームページ等を活用して公表することが強く求められる」と記述されている。
(異議) <u>第21条</u> 会議録に記載した事項に関して委員中に異議があるときは、教育長はこれを会議にはかつて決定する。 (会議録について必要な事項) <u>第22条</u> この規則に定めるもののほか、会議録について必要な事項は、<u>教育長</u>が会議にはかつて定める。	(異議) <u>第23条</u> 会議録に記載した事項に関して委員中に異議があるときは、<u>委員長</u>はこれを会議にはかつて決定する。 (会議録について必要な事項) <u>第24条</u> この規則に定めるもののほか、会議録について必要な事項は、<u>委員長</u>が会議にはかつて定める。	

第15号議案

島原市教育委員会傍聴人規則の一部を改正する規則

島原市教育委員会傍聴人規則（昭和31年島原市教育委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第18条」を「第16条」に改める。

第3条及び第4条中「委員長」を「教育長」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現に在職する島原市教育委員会教育長が地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第2条第1項の規定により、なお従前の例により在職する場合においては、この規則による改正後の島原市教育委員会傍聴人規則の規定は適用せず、この規則による改正前の島原市教育委員会傍聴人規則の規定は、なおその効力を有する。

平成27年4月1日提出

島原市教育委員会

教育長 宮原 照彦

提案理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い、所要の整備を図るため、この規則を改正しようとするものである。

島原市教育委員会傍聴人規則の一部を改正する規則（案）新旧対照表

改 正 案	現 行	解説及び資料
第1条 この規則は、島原市教育委員会会議規則（昭和31年島原市教育委員会規則第4号）<u>第16条</u>第2項の規定に基づき、教育委員会の傍聴に関し必要な事項を定めることを目的とする。	第1条 この規則は、島原市教育委員会会議規則（昭和31年島原市教育委員会規則第4号）<u>第18条</u>第2項の規定に基づき、教育委員会の傍聴に関し必要な事項を定めることを目的とする。	【第1条の改正内容】 地教法の一部改正により、会議規則の一部改正したことに伴い、改正するもの。
第3条 傍聴人は、<u>教育長</u>が傍聴を禁じたとき又は傍聴人の退場を命じたときは速かに退場しなければならない。	第3条 傍聴人は、<u>委員長</u>が傍聴を禁じたとき又は傍聴人の退場を命じたときは速かに退場しなければならない。	【第3条・第4条の改正内容】 委員長制度の廃止に伴い、従来の委員長と教育長を一本化した新たな教育長が設置されることによるもの。
第4条 前2条に定めるもののほか、傍聴人は<u>教育長</u>の指示に従わなければならない。	第4条 前2条に定めるもののほか、傍聴人は<u>委員長</u>の指示に従わなければならない。	

第16号議案

島原市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則

島原市教育委員会事務局処務規則（平成8年島原市教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項学校教育課の項中「(32)」を「(31)」に改め、同項「(31)スポーツ振興基金に関すること。」を削り、同項スポーツ課の項中「第69回国民体育大会及び第14回全国障害者スポーツ大会に関すること。」を「スポーツ振興基金に関すること。」に改める。

第6条第2項中「教育委員会の定めた」を「教育長が指名した」に改め、同条第3項中「教育長があらかじめ指定した課長」を「地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第25条第4項に基づきその職務を委任された事務局職員」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現に在職する島原市教育委員会教育長が地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第2条第1項の規定により、なお従前の例により在職する場合においては、この規則による改正後の島原市教育委員会事務局処務規則第6条の規定は適用せず、この規則による改正前の島原市教育委員会事務局処務規則第6条の規定は、なおその効力を有する。

平成27年4月1日提出

島原市教育委員会

教育長 宮原 照彦

提案理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正等に伴い、所要の整備を図るため、この規則を改正しようとするものである。

島原市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則（案）新旧対照表

改 正 案	現 行	解説及び資料
(事務分掌) 第5条 各課の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。 教育総務課 (1) ～ (27) 略 学校教育課 (1) ～ (30) 略 (31) その他学校教育に関すること。 社会教育課 (1) ～ (15) 略 スポーツ課 (1) ～ (8) 略 (9) <u>スポーツ振興基金に関すること。</u> (10) その他体育及びスポーツに関すること。 2 略	(事務分掌) 第5条 各課の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。 教育総務課 (1) ～ (27) 略 学校教育課 (1) ～ (30) 略 (31) <u>スポーツ振興基金に関すること。</u> (32) その他学校教育に関すること。 社会教育課 (1) ～ (15) 略 スポーツ課 (1) ～ (8) 略 (9) <u>第69回国民体育大会及び第14回全国障害者スポーツ大会に関すること。</u> (10) その他体育及びスポーツに関すること。 2 略	【第5条の改正内容】 スポーツ振興基金に関することをスポーツ課に変更 第69回国民体育大会及び第14回全国障害者スポーツ大会が終了したことに伴う削除

改 正 案	現 行	解説及び資料
(決裁) 第 6 条 略 2 教育長が不在のときは、<u>教育長が指名した</u> <u>教育長職務代理者がその事務を代決する。</u> 3 教育長及び教育長職務代理者がともに不在のときは、<u>地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第25条第4項に基づきその職務を委任された事務局職員</u>がその事務を代決する。 4・5 略	(決裁) 第 6 条 略 2 教育長が不在のときは、<u>教育委員会の定めた教育長職務代理者がその事務を代決する。</u> 3 教育長及び教育長職務代理者がともに不在のときは、<u>教育長があらかじめ指定した課長</u> <u>_____</u>がその事務を代決する。 4・5 略	【第 6 条第 2 項の改正内容】 地教育法の一部改正により、教育長の職務代理者は委員の中から教育長が指名することになるもの。（新法第 1 3 条第 2 項） 【第 6 条第 3 項の改正内容】 職務代理者が行う職務のうち、具体的な事務の執行等、職務代理者が自ら事務局を指揮して事務執行を行うことが困難である場合には、その職務を教育委員会事務局職員に委任することができることから改正するもの。（新法第 2 5 条第 4 項）

第17号議案

島原市教育委員会の権限事務の一部を教育長に委任し又は臨時に代理させる規則
の一部を改正する規則

島原市教育委員会の権限事務の一部を教育長に委任し又は臨時に代理させる規則（昭和31年島原市教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第162号」の次に「。以下「法」という。」を加え、「第26条第2項」を「第25条第1項」に改める。

本則に次の1条を加える。

（委員会の会議への報告）

第5条 教育長は、次の各号に掲げる事務の管理及び執行の状況について、当該各号に定める委員会の会議において報告しなければならない。

- （1） 法第1条の3第1項の大綱に基づいて教育委員会が重点的に講ずるものと定めた施策の推進に関する事務 各定例会の会議
- （2） 児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に対処するため行った事務 当該事務の処理を開始した後最初に招集される会議からその後当該事務の処理を終了した後最初に招集される会議までの会議
- （3） 会議において特に報告を求められた事務 当該求めにおいて指定された会議（指定がなされなかった場合は、当該求められた会議の次の会議）
- （4） 前3号に定めるもののほか、法第25条第1項の規定に基づいて教育長に委任した事務のうちの重要と認めるもの 当該事務の処理を終了した後最初に招集される会議（当該事務の処理に長時間を要すると認めるときは、適当な中間的な時期に招集される会議を含む。）
- （5） 法第25条第1項の規定に基づいて教育長に臨時に代理させた事務 当該事務の処理が終了した後最初に招集される会議（当該事務の処理に長期間を要すると認めるときは、適当な中間的な時期に招集される会議を含む。）

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に在職する島原市教育委員会教育長が地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第2条第1項の規定により、なお従前の例により在職する場合においては、この規則による改正後の島原市教育委員会の権限事務の一部を教育長に委任し又は臨時に代理させる規則第5条の規定は適用しない。

平成27年4月1日提出

島原市教育委員会

教育長 宮原 照彦

提案理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正等に伴い、所要の整備を図るため、この規則を改正しようとするものである。

鳥原市教育委員会の権限事務の一部を教育長に委任し又は臨時に代理させる規則の一部を改正する規則（案）新旧対照表

改	正	案	現	行	解説及び資料
(趣旨)	第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第25条第1項に基づき、島原市教育委員会（以下「委員会」という。）の権限に属する事務の委任に関し、必要な事項を定めるものとする。	(委員会の会議への報告)	(趣旨) この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「委員会」という。）の権限に属する事務の委任に関し、必要な事項を定めるものとする。		【第1条の改正内容】 地教行法の一部改正に伴う引用 条項の繰り上げ等によるもの。
第5条 教育長は、次の各号に掲げる事務の管理及び執行の状況について、当該各号に定める委員会の会議において報告しなければならない。					【第5条の条文内容】 教育委員会から教育長への事務 の委任等については、従来どお り行うことができるが、地教行 法の一部改正により、新たに教 育委員会規則で定めるところに より、委任を受けた事務又は臨 時に代理した事務の管理・執行 状況を教育委員会に報告しなけ ればならないとの規定が追加さ れたもの。 教育長は従来の委員長の職責兼 ねることとなり、教育行政に大 きな権限と責任を有することに なるため、委員による教育長の 事務執行に対するチェック機能
(1) 法第1条の3第1項の大綱に基づいて教育委員会 が重点的に講ずるものと定めた施策の推進に関する事 務 各定例会の会議					
(2) 児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、 又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場 合等の緊急の場合に対処するため行った事務 当該事 務の処理を開始した後最初に招集される会議からその 後当該事務の処理を終了した後最初に招集される会議 までの会議					
(3) 会議において特に報告を求められた事務 当該求 めにおいて指定された会議（指定がなされなかった場 合は、当該求められた会議の次の会議）					

改 正 案	現 行	解説及び資料
(4) 前3号に定めるもののほか、法第25条第1項の規定に基づいて教育長に委任した事務のうちの重要と認めるもの 当該事務の処理を終了した後最初に招集される会議（当該事務の処理に長時間を要すると認めるときは、適当な中間的な時期に招集される会議を含む。） (5) 法第25条第1項の規定に基づいて教育長に臨時に代理させた事務 当該事務の処理が終了した後最初に招集される会議（当該事務の処理に長期間を要すると認めるときは、適当な中間的な時期に招集される会議を含む。）	_____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____	を強化するという観点から設けられたもの。 その報告の時期や対象となる事項について規定するもの。 (新法第25条第3項)

第18号議案

島原市教育委員会事務局職員職名規則の一部を改正する規則

島原市教育委員会事務局職員職名規則（昭和31年島原市教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第19条」を「（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第18条」に改め、「施行令」の次に「（昭和31年政令第221号）」を加える。

第2条中「島原市職員定数条例」の次に「（昭和24年島原市条例第36号）」を加える。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

平成27年4月1日提出

島原市教育委員会

教育長 宮原 照彦

提案理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正等に伴い、所要の整備を図るため、この規則を改正しようとするものである。

島原市教育委員会事務局職員職名規則の一部を改正する規則（案）新旧対照表

改	正	案	現	行	解説及び資料
第1条	地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第18条及び同法施行令（昭和31年政令第221号）第6条の規定による島原市教育委員会事務局職員の職名については、この規則の定めるところによる。	地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第18条及び同法施行令（昭和31年政令第221号）第6条の規定による島原市教育委員会事務局職員の職名については、この規則の定めるところによる。	第1条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第19条施行令 及び同法 第6条の規定による島原市教育委員会事務局職員の職名については、この規則の定めるところによる。	【第1条の改正内容】 地教法の一部改正に伴う引用条項の繰り上げによるもの。	
第2条	この規則において、職員とは島原市職員定数条例（昭和24年島原市条例第36号）第2条第3号に定める教育委員会の事務部局の職員をいう。	この規則において、職員とは島原市職員定数条例（昭和24年島原市条例第36号）第2条第3号に定める教育委員会の事務部局の職員をいう。	第2条 この規則において、職員とは島原市職員定数条例 第2条第3号に定める教育委員会の事務部局の職員をいう。		

第19号議案

島原市教育委員会教育長職務代理者規則を廃止する規則

島原市教育委員会教育長職務代理者規則（平成4年島原市教育委員会規則第6号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現に在職する島原市教育委員会教育長が地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第2条第1項の規定により、なお従前の例により在職する場合においては、この規則による廃止前の島原市教育委員会職務代理者規則の規定は、なおその効力を有する。

平成27年4月1日提出

島原市教育委員会

教育長 宮原 照彦

提案理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い、この規則を制定しようとするものである。

○島原市教育委員会教育長職務代理者規則

平成4年9月25日教育委員会規則第6号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第20条第2項の規定に基づき、教育長の職務を代理する職員及びその順序を次のように定める。

- (1) 教育次長兼教育総務課長の職にある者
- (2) 学校教育課長の職にある者

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年6月5日教委規則第7号）

この規則は、平成20年7月1日から施行する。

附 則（平成22年3月30日教委規則第1号抄）

- 1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成25年10月24日教委規則第25号）

この規則は、平成26年1月1日から施行する。

附 則（平成25年10月24日教委規則第25号）

この規則は、平成26年1月1日から施行する。

第20号議案

島原市三会地区学校林管理規程の一部を改正する規程

島原市三会地区学校林管理規程（昭和32年島原市教育委員会庁達第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「教育長」を「教育次長」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。

平成27年4月1日提出

島原市教育委員会

教育長 宮原 照彦

提案理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い、所要の整備を図るため、この規程を改正しようとするものである。

島原市三会地区学校林管理規程の一部を改正する規程（案）新旧対照表

改	正	案	現	行	解説及び資料
(委員会の設置及び組織) 第2条 略 2 委員会は、教育次長・契約管財課長・農林水産課長及び三会小中学校長（以下「学校長」という。）をもって組織し、教育委員会が委嘱する。			(委員会の設置及び組織) 第2条 略 2 委員会は、教育長・契約管財課長・農林水産課長及び三会小中学校長（以下「学校長」という。）をもって組織し、教育委員会が委嘱する。		【第2条の改正内容】 地教法の一部改正により、教育長が特別職になることに伴い、教育長を教育次長に変更するもの。

第 2 1 号議案

島原市社会教育委員の委嘱について

島原市社会教育委員に、別紙の者を委嘱する。

平成 2 7 年 4 月 1 日提出

島原市教育委員会

教育長 宮原 照彦

提案理由

島原市社会教育委員条例第 2 条及び第 3 条の規定により、委員に委嘱しようとするものである。

(参考)

○島原市社会教育委員条例（抜粋）

(目的)

第1条 社会教育法第15条の規定に基づき社会教育の振興を図るため、本市に社会教育委員（以下「委員」という。）を置く。

(定数等)

第2条 委員の定数は、11人以内とし、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から、教育委員会が委嘱する。

(任期)

第3条 委員の任期は2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 教育委員会は特別の事情があるときは任期中でも解任することができる。

(委員の職務)

第4条 委員は、島原市の社会教育に関し教育長を経て教育委員会に助言するため次の職務を行う。

- (1) 島原市の社会教育に関する諸計画を立案すること。
 - (2) 定時又は臨時に会議を開き教育委員会の諮問に応じこれに対して意見を述べること。
 - (3) 前2号の職務を行うために必要な研究調査を行うこと。
- 2 委員は、教育委員会の会議に出席して社会教育に関し意見を述べることができる。
- 3 委員は、教育委員会から委嘱を受けた青少年教育に関する特定の事項について、社会 教育関係団体・社会教育指導者その他関係者に対し、助言と指導を与えることができる。

第5条 この条例の施行について必要な事項は、教育委員会が定める。

社会教育委員名簿

□ 社会教育委員（平成27年4月1日から平成29年3月31日まで任期2年）

（氏名敬称略）

氏名	住所（職場等）	電話番号	備 考
金子 統太郎			学識経験
肘井 裕子			家庭教育
大町 範保			学識経験
石井 泰彦			学識経験
菊池 裕			学識経験
中村 義則			学識経験
豊田 芳明			社会教育
佐藤 美由紀			家庭教育
古瀬 唯二			学校教育
古瀬 彬			社会教育
村本 雅一			社会教育

（平成27年4月1日現在）

第 2 2 号 議 案

島原市スポーツ振興補助金交付要綱の一部を改正する要綱

島原市スポーツ振興補助金交付要綱（平成 2 6 年教育委員会告示第 1 4 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条に次のただし書を加える。

ただし、添付書類については、市長がその必要がないと認めたときは、省略することができる。

第 6 条に次のただし書を加える。

ただし、添付書類については、市長がその必要がないと認めたときは、省略することができる。

第 8 条第 2 項中「前項の補助金交付請求書を市長に提出しなければならない。」を「島原市スポーツ振興補助金概算払交付請求書（様式第 7 号）を市長に提出しなければならない。」に改める。

別表中

「

国民体育大会役員選手派遣費補助金	国民体育大会へ選手等を派遣することを補助する。	選手、監督及び役員 の 派遣に要する経費の一部	選手 1 名につき 1 万円	島原市体育協会
九州学生駅伝大会開催費補助金	学生陸上競技会発展と駅伝を通しての交流都市を目指すことを目的とする。	九州学生駅伝大会開催運営に要する経費の一部	予算の範囲内で市長が認める額	九州学生駅伝対校選手権大会実行委員会

」

を

「

国民体育大会役員選手派遣費補助金	国民体育大会へ選手等を派遣することを補助する。	選手、監督及び役員 の 派遣に要する経費の一部	選手 1 名につき 1 万円	島原市体育協会
------------------	-------------------------	-------------------------	----------------	---------

長崎県高等学校総合体育大会開催地補助金	本市の体育・スポーツの普及振興と競技力の向上を図り、あわせて高等学校教育の発展に寄与する。	長崎県高等学校総合体育大会開催運営に要する経費の一部	予算の範囲内で市長が認める額	長崎県高等学校総合体育大会実行委員会
---------------------	---	----------------------------	----------------	--------------------

に改める。

様式第2号、様式第4号及び様式第6号を次のように改める。

様式第6号の次に次の様式を加える。

[様式別紙]

附 則

(施行期日)

この要綱は、告示の日から施行し、平成27年度の予算に係る補助金から適用する。

平成27年4月1日提出

島原市教育委員会

教育長 宮原 照彦

提案理由

島原市スポーツ振興補助金交付要綱に規定する補助金を変更するほか所要の整備を図るため、この要綱を改正しようとするものである。

年度島原市スポーツ振興補助金交付決定通知書
(補助金の名称)

(令達先) 住所

氏名

年 月 日付で申請があった 年度島原市スポーツ振興補助金の交付について、
島原市スポーツ振興補助金交付要綱第4条の規定により次のとおり交付することに決定したので通知
する。

年 月 日

島原市長

記

1 交付決定額 円

2 交付決定の内容

様式第4号

平成 年 月 日

島原市長 様

請求者 住所

氏名 印

年度島原市スポーツ振興補助金実績報告書
(補助金の名称)

年 月 日付島原市指令 第 号で交付の決定の通知があった島原市スポーツ振興補助金について、島原市スポーツ振興補助金交付要綱第6条の規定により、その実績を関係書類を添えて報告します。

記

関係書類

- 1 事業実績報告書
- 2 収支決算書
- 3 その他

様式第6号

平成 年 月 日

島原市長 様

請求者 住所

氏名 ⑩

年度島原市スポーツ振興補助金交付請求書
(補助金の名称)

年 月 日付島原市指令 第 号で交付決定の通知があった島原市スポーツ振興補助金について、島原市スポーツ振興補助金交付要綱第8条の規定により請求します。

記

- 1 交付決定額 円
2 請求額 円
3 受領方法 口座振替 ・ 窓口払い

金融機関			
預金種別	普通 ・ 当座	口座番号	
フリガナ			
口座名義			

様式第7号

平成 年 月 日

島原市長 様

請求者 住所

氏名 ⑩

年度島原市スポーツ振興補助金概算払（前金払）交付請求書
（補助金等の名称）

年 月 日付島原市指令 第 号で交付決定の通知があった島原市スポーツ振興補助金について、島原市スポーツ振興補助金交付要綱第8条の規定により請求します。

記

1 交付決定額 円

2 請求額 円

既 交 付 額	今 回 請 求 額	未 交 付 額
円	円	円

3 受領方法 口座振替 ・ 窓口払い

金融機関			
預金種別	普通 ・ 当座	口座番号	
フリガナ			
口座名義			

島原市スポーツ振興補助金交付要綱の一部を改正する告示（案）新旧対照表

改 正 案	現 行	解説及び資料
(補助金の交付申請) 第3条 補助金の交付を受けようとする者（以下「補助事業者」という。）は、島原市スポーツ振興補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。<u>ただし、添付書類については、市長が必要がないと認めたときは、省略することができる。</u> (1) 事業計画書又はこれに代わる書類 (2) 収支予算書又はこれに代わる書類 (3) その他市長が必要と認める書類 (実績報告) 第6条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、島原市スポーツ振興補助金実績報告書（様式第4号）に次に掲げる書類を添えて、当該補助事業の完了後速やかに市長に提出しなければならない。<u>ただし、市長が必要がないと認めたときは、この限りでない。</u> (1) 事業報告書又はこれに代わる書類 (2) 収支決算書又はこれに代わる書類 (3) その他市長が必要と認める書類 (補助金の交付) 第8条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、島原市スポーツ振興補助金交付請求書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。 2 市長は、特に必要があると認めるときは、第4条の規定による交付決定後、補助金を概算払により交付することができ、この場合において補助事業者は、<u>島原市ス</u>	(補助金の交付申請) 第3条 補助金の交付を受けようとする者（以下「補助事業者」という。）は、島原市スポーツ振興補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。 (1) 事業計画書又はこれに代わる書類 (2) 収支予算書又はこれに代わる書類 (3) その他市長が必要と認める書類 (実績報告) 第6条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、島原市スポーツ振興補助金実績報告書（様式第4号）に次に掲げる書類を添えて、当該補助事業の完了後速やかに市長に提出しなければならない。 (1) 事業報告書又はこれに代わる書類 (2) 収支決算書又はこれに代わる書類 (3) その他市長が必要と認める書類 (補助金の交付) 第8条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、島原市スポーツ振興補助金交付請求書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。 2 市長は、特に必要があると認めるときは、第4条の規定による交付決定後、補助金を概算払により交付することができ、この場合において補助事業者は、<u>前項の補</u>	

45

第23号議案

九州学生駅伝大会開催費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市は、駅伝を通してのスポーツ振興の充実を図ることを目的として、予算の定めるところにより、九州学生駅伝大会開催費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、島原市補助金等交付規則（昭和58年島原市規則第9号。以下「規則」という。）によるほか、この要綱の定めるところによる。

(補助の対象及び補助額)

第2条 補助金の交付の対象となる一部の経費及びその補助額は、予算の範囲内で市長が認める額とする。

(補助金の交付申請)

第3条 補助金の交付を受けようとする者（以下「補助事業者」という。）は、九州学生駅伝大会開催費補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない

- (1) 事業計画書又はこれに代わる書類
- (2) 収支予算書又はこれに代わる書類
- (3) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定等)

第4条 市長は、前条に規定する申請を受けたときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきと認めたときは、九州学生駅伝大会開催費補助金交付決定通知書（様式第2号）を補助事業者へ通知するものとする。

- 2 市長は、前項の通知を行う場合において、補助金の交付目的を達成するために必要があるときは、条件を付することができる。

(変更等の承認)

第5条 前条の通知を受けた補助事業者は、補助金交付決定後において、次の各号のいずれかに該当する場合には、速やかに九州学生駅伝大会開催費補助金内容変更申請書（様式第3号）を市長に提出し承認を受けなければならない。

- (1) 補助事業の内容を変更しようとするとき。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了していないとき又は補助事業の遂行が困難となったとき。

(実績報告)

第6条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、九州学生駅伝大会開催費補助金実績報告書（様式第4号）に次に掲げる書類を添えて、当該補助事業の完了後速やかに市長に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書又はこれに代わる書類
- (2) 収支決算書又はこれに代わる書類
- (3) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第7条 市長は、前条の実績報告書の提出を受けたときは、事業内容を審査し、交付すべき補助金の額を確定し、九州学生駅伝大会開催費補助金交付額確定通知書(様式第5号)を補助事業者へ通知するものとする。

(補助金の交付)

第8条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、九州学生駅伝大会開催費補助金交付請求書(様式第6号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、特に必要があると認めるときは、第4条の規定による交付決定後、補助金を概算払又は前金払により交付することができる。この場合において、補助事業者は、九州学生駅伝大会開催費補助金概算払交付請求書(様式第7号)を市長に提出しなければならない。

3 市長は、補助事業者へ交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の返還を命ずるものとする。

(関係書類の保管)

第9条 補助事業者は、補助金の収入及び補助事業の支出を記載した帳簿を整理し交付決定した日が属する会計年度の翌年から5年間保存しなければならない。

(報告及び立入検査)

第10条 市長は、補助金の適正を期するため必要があると認めたときは、補助事業者へ報告を求め、又は立入検査をすることができる。

(補助金の取消し等)

第11条 市長は、補助事業者が実施した事業が交付決定の内容に反したと認められる場合には、補助金の交付決定を取り消し、既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(雑則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年度の予算に係る補助金から適用する。

平成27年4月1日

島原市教育委員会

教育長 宮原 照彦

提案理由

この要綱は、駅伝を通してのスポーツ振興の充実を図ることを目的としたものであるため、島原市スポーツ振興補助金に規定する部分を改正し、新たにこの要綱を制定しようとするものであります。

様式第1号

平成 年 月 日

島原市長 様

申請者 住所

氏名 印

年度九州学生駅伝大会開催費補助金交付申請書

年度における九州学生駅伝大会開催費補助金について、 円を交付されるよう、九州学生駅伝大会開催費補助金交付要綱第3条の規定により、次の関係書類を添えて申請します。

記

- 1 事業計画書
- 2 収支予算書
- 3 その他

年度九州学生駅伝大会開催費補助金交付決定通知書

(令達先) 住所

氏名

年 月 日付で申請があった 年度九州学生駅伝大会開催費補助金の交付について、九州学生駅伝大会開催費補助金交付要綱第4条の規定により次のとおり交付することに決定したので通知する。

年 月 日

島原市長

記

- 1 交付決定額 円
- 2 交付決定の内容

様式第3号

平成 年 月 日

島原市長 様

申請者 住所

氏名

印

年度九州学生駅伝大会開催費補助金内容変更申請書

年 月 日付島原市指令 第 号で交付決定の通知があった上記補助事業の内容を下記のとおり変更したいので、九州学生駅伝大会開催費補助金交付要綱第5条の規定により、申請します。

記

- 1 変更の理由
- 2 変更の内容

様式第4号

平成 年 月 日

島原市長 様

請求者 住所

氏名 印

年度九州学生駅伝大会開催費補助金実績報告書

年 月 日付島原市指令 第 号で交付の決定の通知があった九州学生駅伝大会開催費補助金について、九州学生駅伝大会開催費補助金交付要綱第6条の規定により、その実績を関係書類を添えて報告します。

記

関係書類

- 1 事業実績報告書
- 2 収支決算書
- 3 その他

年度九州学生駅伝大会開催費補助金交付額確定通知書

(令達先) 住所
氏名

年 月 日付島原市指令 第 号で交付の決定をした
年度九州学生駅伝大会開催費補助金について、九州学生駅伝大会開催費補助金交付要綱第 7 条
の規定により、次のとおりその額を確定したので通知する。

年 月 日

島原市長

記

- | | |
|---------|---|
| 1 交付決定額 | 円 |
| 2 交付確定額 | 円 |

様式第 6 号

平成 年 月 日

島原市長 様

請求者 住所

氏名 印

年度九州学生駅伝大会開催費補助金交付請求書

年 月 日付島原市指令 第 号で交付確定の通知があった九州学生駅伝大会開催費補助金について、九州学生駅伝大会開催費補助金交付要綱第 8 条の規定により請求します。

記

1 請求額 円

2 請求額 円

3 受領方法 口座振替 ・ 窓口払い

金融機関			
預金種別	普通 ・ 当座	口座番号	
フリガナ			
口座名義			

様式第7号

平成 年 月 日

島原市長 様

請求者 住所

氏名 ⑩

何年度九州学生駅伝大会開催費補助金概算払交付請求書

年 月 日付島原市指令 第 号で交付決定の通知があった九州学生駅伝大会開催費補助金について、九州学生駅伝大会開催費補助金交付要綱第8条の規定により請求します。

記

1 交付決定額 円

2 請求額 円

既 交 付 額	今 回 請 求 額	未 交 付 額
円	円	円

3 受領方法 口座振替 ・ 窓口払い

金融機関			
預金種別	普通 ・ 当座	口座番号	
フリガナ			
口座名義			